

地域密着型介護老人福祉施設の指定について（案）

＜指定申請者情報＞

指定を受けようとする 地域密着型サービスの種類		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
申請者	名称	社会福祉法人 <small>さんしょうかい</small> 燦祥会
	主たる事務所の所在地	新潟市北区島見町2190番地
	代表者の職名・氏名	理事長 <small>さとう くにじ</small> 佐藤 邦治
事業所	名称	介護老人福祉施設つしまの郷
	所在地	東区津島屋7丁目1番地1
	管理者（施設長）	<small>くるす さとし</small> 来栖 敬
	ユニット数及び利用定員	ユニット数 3 利用定員 29人

※ユニットとは、「少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所」をいう。

＜事業者指定を行う方針＞

指定（案）	上記の事業所について指定の申請があったため、介護保険法の規定に基づき、指定を行うことを提案します。
提案理由	第6期新潟市介護保険事業計画に定められた地域密着型サービスの整備目標を踏まえて、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の適正なサービス量を確保するため。
指定の根拠	<p>(1) 地域密着型サービス事業者の指定は、地域密着型サービス事業を行う者の申請により、地域密着型サービスの種類及び地域密着型サービス事業を行う事業所ごとに行う。 (介護保険法（以下「法」という。）第78条の2第1項）</p> <p>(2) 指定を行うにあたり、法及び「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」（以下「基準条例」という。）により規定された人員、設備及び運営に関する基準を満たしている。 (法第78条の4第1項及び第2項、新潟市条例第89号)</p>
指定予定年月日	平成31年4月1日

＜指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等（特別養護老人ホームの人員、設備及び運営に関する基準等の一部含む）＞

基準	指定審査に係る審査項目	申請内容	審査結果	
1 人員に関する基準	(1) 職員の員数			
	① 管理者（施設長）			
	ア	1人とする。	常勤の管理者を1人配置している。	○
	イ	次のいずれかに該当する者であること。 ・社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 ・社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であって、その者の実績から一般的に、入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者	社会福祉法第19条第1項第1号に規定されている社会福祉主事である。	○
	② 医師			
		入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数。	非常勤の医師を1人配置している。	○
	③ 生活相談員			
	ア	常勤の者を1以上。	常勤の者を1人配置している。	○
	イ	次のいずれかに該当する者であること。 ・社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 ・社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であって、その者の実績から一般的に、入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者	社会福祉法第19条第1項第2号に規定されている社会福祉主事である。	○
	④ 介護職員 看護職員			
	ア	介護職員又は看護職員（看護師若しくは准看護師）の総数は、常勤換算方法で、入所者数が3又はその端数を増すごとに、1以上（3：1）。	常勤換算方法で3：1、26の介護職員又は看護職員を配置している。	○
	イ	介護職員のうち1以上は常勤であること。	介護職員15名のうち、常勤の者を13人配置している。	○
	ウ	看護職員は1以上で、1以上は常勤であること。	4名を配置し、4名とも常勤の者である。	○
	⑤	栄養士：1以上。	常勤の管理栄養士を1人配置している。	○
⑥ 機能訓練指導員				
ア	1以上。	常勤の者を1人配置している。	○	
イ	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者。	理学療法士の資格を有する者である。	○	

	⑦ 介護支援専門員	原則として常勤専従で1以上（ただし、管理上支障がない場合は兼務可。）	常勤専従の介護支援専門員を1人配置している。	○
	⑧ 調理員、事務員その他の職員は、実情に応じた適当数。		調理員は委託契約により確保している。	○
2 設備に関する基準	(1) 建物は、耐火建築物であること。ただし、入居者の日常生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合は、準耐火建築物とすることができる。		建物は鉄骨造3階建ての耐火建築物である。	○
	(2) ユニット（2階1ユニット、3階2ユニット）			
	① 居室（2階：10室、3階：19室）			
	ア 一の居室の定員は1人（2人可）。		すべての居室は定員1人である。	○
	イ 居室はいずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設ける。		居室は、3あるユニットのいずれかに属し、共同生活室に近接して一体的に設けられている。	○
	ウ 一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下。		1のユニットは9人、2のユニットは10人である。	○
	エ 地階に設けてはならない。		2階・3階に設けている。	○
	オ 一の居室の床面積は、10.65㎡以上（定員が2人の場合は、21.3㎡以上）。		居室の床面積は、10.96～13.2㎡である。	○
	カ 寝台等の設備を備える。		各居室にベッドを備えている。	○
	キ 1以上の出入口は、避難上有効な共同生活室等に直接面している。		1の出入口が、避難上有効な共同生活室に直接面している。	○
	ク 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにしてある。		建築基準法に定められる14分の1以上に相当する面積の窓等を設けている。	○
	ケ 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備える。		収納家具を設置している。	○
	コ ブザー等の設備を設ける。		各居室にナースコールを設置している。	○
	② 共同生活室（2階1室、3階2室）			
ア 次の2つの要件を満たす必要がある。 ○他のユニットの入居者が、当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動できる。 ○当該ユニットの入居者全員と介護従業者が一度に食事等ができることが可能な備品を備えた上で、車椅子が支障なく通行できる形状を有する。		共同生活室は、いずれも左記2つの要件を満たすものである。	○	
イ 床面積は、2㎡にユニットの入居定員を乗じた面積以上。（必要面積は20㎡（定員10人）以上）		各共同生活室の面積は39.28㎡～44.23㎡である。	○	
ウ 必要な備品を備える。また、簡易な流し・調理設備を設けることが望ましい。		調理設備など必要な設備や備品を備えている。	○	
③ 洗面設備は、居室又は共同生活室ごとに設け、要介護者が使用するのに適したもの。		洗面設備は、それぞれの居室及び共同生活室内に設置され、要介護者が使用するのに適したものである（車椅子も対応可）。	○	

	④ 便所		
	ア 居室又は共同生活室ごとに設ける。	共同生活室ごとに3か所設けている。	○
	イ ブザー等の設備を設け、要介護者が使用するのに適したもの。	ナースコールが設置され要介護者が使用するのに適したものである。	○
(3)	浴室は、要介護者が入浴するのに適したもので、居室のある階ごとに設けることが望ましい。	2階には個浴設備を2箇所、機械浴槽を1機設置し、3階には機械浴槽を1機設置している。	○
(4)	医務室		
	① 入院施設を有しない診療所として医療法の規定に基づく都道府県知事又は開設地が保健所を設置する市の場合には市の許可を受けること。	診療所として、新潟市の保健所長より開設許可を受けている。	○
	② 必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設ける。	吸引器、血圧計及び体温計など必要な医療機器及び医薬品が備えられている。	○
(5)	調理室 食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫・防鼠の設備を設ける。	食器、調理器具等を消毒する設備を設け、衛生上の配慮がなされている。また、防虫・防鼠設備も設けられている。	○
(6)	洗濯室又は洗濯場を設ける。	各ユニットに洗濯室を設置している。	○
(7)	汚物処理室は、他の設備と区分され、一定のスペースを確保するとともに、換気及び衛生管理に十分配慮する。	各ユニットに汚物処理室を設置している。また、一定のスペースが確保され、換気及び衛生管理に配慮した構造になっている。	○
(8)	介護材料室を設ける。	2、3階に介護材料室を設置している。	○
(9)	ユニット及び浴室は3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の要件のいずれにも該当する建物である場合はこの限りではない。 ① 3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は1以上）有する。 ② 3階以上にあるユニット又は浴室及び地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしている。 ③ 3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されている。	ユニット及び浴室が3階に設けられているが、左記要件に該当する建物である。	○
(10)	消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設ける。	消防法その他の法令に規定された設備を設けている。（消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、誘導灯等）	○

(11) その他の基準			
	① 廊下幅は、1.5m以上とし、中廊下の幅は1.8m以上（一部の幅を拡張すること等により、入所者・従業者等の円滑な往来に支障が生じないときは、これによらないことができる。）。	廊下幅は、最小で1.71mである。中廊下は存在しない。	○
	② 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設ける。	共同生活室等に常夜灯を設けている。	○
	③ 廊下及び階段に手すりを設ける。	廊下等には手すりを設けている。	○
	④ 傾斜路は、傾斜を緩やかにし、表面は、粗面又はすべりにくい材料で仕上げる。	施設の玄関までのアプローチは傾斜を緩やかにしている。	○
	⑤ ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設ける（エレベーターを設ける場合には、この限りではない。）。	ユニット及び浴室が2階以上にあるが、エレベーターを設けている。	○
	⑥ 事務室その他運営上必要な設備を設ける。	事務室等を設けている。	○
3 運営に関する基準	(1) 褥瘡予防のための指針を整備する。	褥瘡対策の指針を整備している。	○
	(2) 食事提供の業務を第三者に委託する場合は、食事サービスの質が確保されなければならない。	栄養管理などについて、施設が自ら行うなど、業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制を、委託契約書により確認した。	○
	(3) 運営規程 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておく。		
	① 施設の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務内容 ③ 入居定員 ④ ユニットの数及びユニットごとの入居定員 ⑤ 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥ 施設の利用に当たっての留意事項 ⑦ 非常災害対策 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ その他運営に関する重要事項（身体拘束等を行う際の手続等）	事業所の運営規程に、左記の①～⑨の項目すべてが規定されている。	○
(4) 勤務体制の確保等			
	① 昼間は、ユニットごとに常時1以上の介護職員又は看護職員を配置する。	日中の時間帯は、ユニットごとに1以上の介護職員又は看護職員を配置している。	○
	② 夜間及び深夜は、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置する。	夜間及び深夜の時間帯は、2ユニットごとに1人以上配置している。	○
	③ ユニットリーダー研修を受講した、常勤のユニットリーダーを2人以上配置する。ただし、2ユニット以下の施設の場合には、1人でよいこととする。	ユニットリーダー研修を修了した、常勤の者を2人配置している。	○

(5) 消防法に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画が作成されている。	消防計画及び災害に対処するマニュアルが整備されている。	○
(6) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針が整備されている。	感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のマニュアルが整備されている。	○
(7) 協力医療機関等		
① 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておくこと。	「桑名病院」、「新潟南病院」との協力体制が整備されていることを契約書で確認した。	○
② あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めること。	「スマイル歯科おざき」との協力体制が整備されていることを契約書で確認した。	○
(8) 秘密の保持等 従業者若しくは従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置が講じられていること。	運営規程等において、秘密の保持について規定されている。	○
(9) 掲 示 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しておくこと。	玄関ホールに、運営規程の概要、勤務体制及び重要事項が掲示されている。	○
(10) 苦情処理 利用者及び利用者の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置が講じられていること。	利用者等からの相談又は苦情等に対応する窓口を当該事業所内に設置するなど、苦情及び相談を受け付ける体制が整備されていることを確認した。	○
(11) 事故発生時の防止及び発生時の対応		
① 事故発生の防止のための指針が整備されている。	事故発生の防止に関する指針が整備されている。	○
② 事業者は、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償が速やかに行える措置を講じておくこと。	損害賠償保険に加入していることを確認した。	○
(12) 地域との連携 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村職員等及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置すること。	運営推進会議の構成員は、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員、当該事業について知見を有する者が決定している。 利用者と利用者の家族については、開設後に決定予定である。	○

次のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。

(法第78条の2第4項)

- (1) 法人でない
- (2) 人員基準が未達
- (3) 設備・運営基準に従った適正な運営ができないと認められる
- (4) 事業所が市町村の区域外にあり、その市町村長の同意を得ていない
- (5) 禁固以上の刑を受け、執行が終わるか執行されなくなるまで
- (6) 介護保険法その他国民の保健医療・福祉に関する所定の法律により罰金刑を受け、執行が終わるか執行されなくなるまで
- (7) 労働法規により罰金の刑を受け、執行が終わるか執行されなくなるまで
- (8) 社会保険料等について滞納処分を受け、引き続き滞納している
- (9) 指定取消要件法第78条の10(2)～(5)以外により指定を取消され、5年を経過していない(組織的関与が認められない場合を除く)
- (10) 申請者と密接な関係を有する者が、法78条の10(2)～(5)以外の指定取消要件により指定を取消され、5年を経過していない(組織的関与が認められない場合を除く)
- (11) 指定取消要件法第78条の10(2)～(5)以外による取消処分の通知日から処分日等までの間に事業廃止の届出または指定の辞退を行い、5年を経過していない
- (12) (11)の期間内に、事業の廃止の届出等があった場合、(11)の処分の通知日前60日以内に役員等であり、廃止の届出等から、5年を経過していない
- (13) 申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正または著しく不当な行為をした
- (14) 役員等のうち、次に該当する者がある
 - ①禁錮以上の刑を受け、その執行が終わっていないか、今後執行を受けることがある
 - ②前記(6)～(8)、(12)または(13)に該当
 - ③第78条の10(2)～(5)以外で指定取消となった法人(または前記(11)の法人)の、処分通知日前60日以内の役員等で、取消日(または届出・辞退の日)から5年を経過していない

申請者及び法人の役員(事業所の管理者を含む。)が、法第78条の2第4項各号に該当しない者であることを誓約している。

○